様式第１号（第12第２項）

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年３月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和８年11月10日

長野県上田地域振興局長

１　業務の概要

(1) 業務名

ちまチャリで巡るスイーツスポットマップ制作業務

(2) 業務の目的

若者が自転車を活用して気軽に街なかを巡れるよう、イラストを用いたスイーツスポットマップを制作する。店舗の魅力と移動のしやすさを分かりやすく伝え、地域の店舗への来訪、周遊及び消費の促進を図る。

（“ちまチャリ”とは、本業務において「ちまちま」+「チャリ(自転車)」を掛け合わせた呼称で、街なかを自転車でちまちまと巡ることを指す。）

(3) 業務内容

上田市街地のスイーツスポットのマップの作成

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり。

※なお、仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容を踏まえて、協議により変更する可能性があります。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

別添仕様書（案）に示した内容を踏まえた上で、以下を提案してください。

ア　マップのラフ案

イ　ラフ案のポイント等の解説

ウ　実施スケジュール

エ　経費見積書

(6) 履行期間

契約締結日から令和９年２月26日（金）まで

(7) 費用の上限額

300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2　応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の４第１項又は財務規則第120条第１項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年３月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。

(6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。

(7) 長野県内に事業所を有すること。

(8) 契約後、上田地域振興局で行う打合せに参加できる者であること。

(9) 過去３年間に、同種又は類似業務の実績があること。

3　参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(3) ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第３号）

イ 参加要件具備説明書類総括書（様式第３号の附表）

ウ 誓約書（様式第３号の２）

(2) 担当課（所）・問い合わせ先

〒386-8555　上田市材木町1-2-6
長野県上田地域振興局商工観光課
電　話　　0268-25-7140
ＦＡＸ　　0268-24-0331
メール　　uedachi-shokan@pref.nagano.lg.jp

(3) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア　提出期限　令和８年11月20日（金）午後５時必着

（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前９時から午後５時まで。）

【（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第５号）第１条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

イ　提出先　３(2) に同じ。

ウ　提出方法　持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに上田地域振興局商工観光課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で３(2)に確認してください。

(4) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び参加要件具備説明書類に基づき審査します。

(5) 非該当理由に関する事項

ア　参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（６(2) ア）の３日前までに、書面により上田地域振興局長から通知します。

イ　上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により上田地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ　非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ　非該当理由の説明請求の受付

(ｱ)　受付場所　３(2) に同じ。

(ｲ)　受付時間　上記イの期間中、午前９時から午後５時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(6) その他の留意事項

ア　応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ　参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

４　説明会

説明会は開催しません。

５　不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所　３(2) に同じ。

(2) 受付期間　令和８年12月３日（木）午後５時まで

(3) 受付方法　業務等質問書（様式第６号）をメールにより提出するものとします。

(4) 回答方法

ア　上田地域振興局長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和８年12月７日（月）までに全参加申込者に対し原則として電子メールにより回答します。

イ　企画提案内容に係る質問の場合は、質問者に対してのみメールにより回答します。

6　企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

ア　企画提案書（様式第８号）及び企画書（様式第８号の附表１）

企画書は、別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえて作成してください。

なお、様式第８号の附表の記載項目が網羅されていれば、独自様式でも結構です。

イ　経費見積書（様式第８号の附表２）

経費の合計額は、上記１(7)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(2) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア　提出期限　令和８年12月10日（木）午前11時必着

イ　提出先　３(2) に同じ。

ウ　提出方法　メールによる提出とします。

提出期限までに上田地域振興局商工観光課に到達したものに限ります。

提出後、到達したことを電話で３(2)に確認してください。

ファイル転送サービス等を利用する場合には、SmoothFileを発行しますので、発行を希望する旨をメールで提出期日の前日までにお知らせいただくとともに、電話による到達確認をしてください。

(3) 企画提案の選定基準

審査項目	審査内容	配点	
実施体制	・確実に業務を実施できる知見やノウハウがあるか。	30	15
	・類似事業の契約実績などから、業務の円滑な実施が見込まれるか。		15
実施内容	・確実な履行が見込まれる実施計画となっているか。	60	15
	・学生や若者の好みに合う色彩、イラスト、フォントなどを用いているか。		15
	・表紙に目を引く工夫があり、持ち歩きたい、中を開いてみたいと感じられるか。		15
	・店舗情報が見やすく整理されているか。		15

経済性	・業務内容に対して必要な経費が適切に見積もられているか。 ・予算の範囲内で最大限の成果が得られる内容となっているか。	10	10
合計得点		100	

(4) 企画提案の選定の方法

ア　企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、なお、審査の結果、最高点となった者について、各審査委員がつけた評価点で100点満点中60点以下のものがあった場合は選定しません。

イ　書面審査とし、プレゼンテーションは実施しません。

(5) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア　企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により上田地域振興局長から通知します。

イ　上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により上田地域振興局長から通知します。

ウ　見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第９号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、上田地域振興局商工観光課において閲覧に供します。

(6) 非選定理由に関する事項

ア　(5) イの見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により上田地域振興局長に対して非選定理由について説明を求めることができます。

イ　非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

ウ　非選定理由の説明請求の受付

(ｱ) 受付場所　３(2) に同じ。

(ｲ) 受付時間　上記アの期間中、午前９時から午後５時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(7)その他の留意事項

ア　企画提案書は複数提出することはできません。

イ　提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ　提出された企画提案書は、返却しません。

エ　企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ　提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ　参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7　契約書案

別添請書（案）のとおり。

8　見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して３日以内（３日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後５時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により上田地域振興局長に提出するものとします。

(2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9　契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、上田地域振興局商工観光課において閲覧に供します。

10　その他

(1) 契約書作成の要否

請書を必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

３(2) に同じ。

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。